

三重県観光マーケティングプラットフォーム構築業務委託にかかる質問への回答

質問 1

「三重県観光マーケティングプラットフォーム構築業務委託」企画提案コンペ参加仕様書（以下「企画提案コンペ参加仕様書」という。）7 提出を求める企画提案資料について、見積書の正本に捺印は必要でしょうか

回答 1

見積書の捺印は省略可能です。ただし、捺印を省略した場合は、当該書類に「発行責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載してください。

- ① 発行責任者及び担当者は、同一人物でも可とします。
- ② 氏名については、必ずフルネームで記載してください。
- ③ 確認のため、必要に応じて記載連絡先に連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ④ 従前どおり、請求書、見積書には、住所及び氏名（法人の場合は、法人名及び代表者職氏名）の記載が必要となります。

質問 2

企画提案コンペ参加仕様書 10 優秀企画提案の選定・評価方法で必要に応じてヒアリングとありますが、プレゼンテーション（ヒアリング）がない場合もあるのでしょうか？

回答 2

原則プレゼンテーション（ヒアリング）は行う予定です。

質問 3

プレゼンテーションに参加するメンバー数は制限ありますでしょうか？

回答 3

特に上限は設けておりませんが、プレゼンテーションは WEB 会議（Zoom）で行う予定のため、接続環境安定のため 5 回線程度まででお願いします。

質問 4

三重県観光マーケティングプラットフォーム構築業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）6 その他の項目について（1）費用内記載のランニングコストについて、①の今年度分は契約上限金額に含まれますでしょうか？また、②来年度以降 5 年

分は契約上限金額に含まなくていいのでしょうか？

回答 4

①今年度分は契約上限額に含め、見積もりをしてください。

②来年度以降は、契約上限額に含めないでください。

質問 5

業務仕様書 6 その他の項目について（6）成果物に要件定義書が含まれていますが、基本的には今回の業務仕様書が要件となるので、改めて提出する必要はありませんでしょうか？（要件が変わる場合は仕様書が変更になりますか？）

回答 5

業務仕様書の要件は、最低限必要な要件を記載しているため、提案時には、その要件を満たしているかを確認させていただきます。ただし、成果物としてご提出いただく要件定義書については、提案事業者様が業務仕様書の要件を上回る提案や、事業期間中に追加した内容等を踏まえ、次年度以降の運用・保守にも活用していけるよう最終版として要件定義書をご提出いただく必要があります。なお、当初の業務仕様書の要件を変更する必要がある場合は、県と契約事業者様で協議の上、変更することとなります。

質問 6

クラウド上で標準設定されている設定項目は設計書などの成果物には記載せず、個別に設定した部分のみでもいいのでしょうか？

回答 6

原則、標準設定されている部分も含め、設計書を確認すれば一体的に構築内容が分かるよう設計書を作成し提出していただきたいと思います。ただし、これにより難しい場合は、記載内容について県と協議の上、作成してください。